

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

監査公表

定期監査

子ども家庭局、区役所及び区選挙管理委員会事務局
……（監査公表第10号）…… 1

財政援助団体等監査

財政援助団体
（一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟）
（社会福祉法人真祐会（認定こども園リアンはなお保育園））
（社会福祉法人鳳雲会（北九州乳児院））
公の施設の指定管理者
（NPO法人子ども未来ネットワーク北九州）
（社会福祉法人北九州市保育事業協会）
（ユースの未来共同事業体）
……（監査公表第11号）…… 2

定期監査

建設局（各区役所まちづくり整備課を含む。）及び交通局
……（監査公表第12号）…… 5

財政援助団体等監査

公の施設の指定管理者
（グリーンパーク活性化共同事業体）
（九州造園・グリーンワーク共同事業体）
（公益社団法人北九州市シルバー人材センター）
……（監査公表第13号）…… 7

財政援助団体等監査

出資団体
（公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会）
（公益財団法人北九州市芸術文化振興財団）
（地方独立行政法人北九州市立病院機構）
……（監査公表第14号）…… 10

定期監査

産業経済局、港湾空港局及び区役所（工事監査）
……（監査公表第15号）…… 18

定期監査

建築都市局（工事監査）

……（監査公表第16号）…… 41

監査の結果に基づく措置状況

上下水道局（工事監査）

……（監査公表第17号）…… 56

監査の結果に基づく措置状況

市民文化スポーツ局及び保健福祉局

……（監査公表第18号）…… 59

監査の結果に基づく措置状況

環境局

……（監査公表第19号）…… 65

北九州市監査委員

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦（令和5年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 森本 由美（令和5年3月22日辞任）、同 渡辺 均（同前）、同 村上 幸一（令和5年3月23日就任）、同 奥村 直樹（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、子ども家庭局、区役所（総務企画課、コミュニティ支援課、市民課、国保年金課、保健福祉課、保護課、出張所）及び区選挙管理委員会事務局の令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年11月9日から令和5年4月27日まで

4 監査の結果

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

北九州市監査公表第11号

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中 西 満 信
同	廣 瀬 隆 明
同	村 上 幸 一
同	奥 村 直 樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦（令和5年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 森本 由美（令和5年3月22日辞任）、同 渡辺 均（同前）、同 村上 幸一（令和5年3月23日就任）、同 奥村 直樹（同前）により行った。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている子ども家庭局所管団体のうち、次の3団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年10月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（令和4年10月31日現在、単位：千円）

補助金等 交付団体名称	補助金等名称	3年度 交付額	4年度 交付額	所管課
一般社団法人 北九州市私立幼稚園 連盟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園振興助成補助金 ・ 私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金 ・ 実費徴収（副食費）に係る補足給付事業補助金 	538,035	315,406	幼稚園・ こども園 課

	・一時預かり事業補助金			
社会福祉法人真祐会 (認定こども園リアンはなお保育園)	・地域子育て支援センター事業補助金	8,973	8,973	保育課
社会福祉法人鳳雲会 (北九州乳児院)	・民間児童養護施設等運営補助金 ・民間児童福祉施設等施設整備費等補助金 ・児童養護施設等環境改善事業補助金	4,532	1,489	子育て支援課

※4年度交付額は、令和4年10月31日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている子ども家庭局所管の指定管理者のうち、次の3団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年10月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
NPO法人 子ども未来ネットワーク北九州	子どもの館	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	総務企画課
社会福祉法人 北九州市保育事業協会	陣原保育所	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	保育課
ユースの未来共同事業体	ユースステーション	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	青少年課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年11月9日から令和5年4月27日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

北九州市監査公表第12号

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦（令和5年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 森本 由美（令和5年3月22日辞任）、同 渡辺 均（同前）、同 村上 幸一（令和5年3月23日就任）、同 奥村 直樹（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、建設局（各区役所まちづくり整備課を含む。）及び交通局の令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年11月9日から令和5年5月11日まで

4 監査の結果

(1) 建設局（各区役所まちづくり整備課を含む。）

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア その他事務

(ア) 公の施設の指定管理事務について

(公園管理課)

公園管理課が実施した令和3年度の指定管理業務について、指定管理に関する年度協定書に定める期日までに、事業報告書の提出を受けていなかった。また、指定管理者の管理運営に対する評価を行うに当たり、事業報告書に掲載された決算報告の誤りを見過ごすなど、適正な審査を行っていなかった。

市指定管理者制度ガイドラインでは、指定管理者制度の適正かつ効率的な運用を行うため、指定管理者による管理運営の状況、実績などをチェックし、指定管理者の業務実績や提案、改善を的確に評価することとしている。また、指定管理者評価マニュアルでは評価に必要な資料として、指定管理者からの事業報告等を掲げている。

適正な事務処理をされたい。

なお、上記の指摘が複数の施設に及ぶことを踏まえ、指定管理に係る経理事務が適正に実施されるよう、有効な確認方法等について検討し、必要な措置を講じることが望まれる。

イ 支出事務

(ア) 資金前渡について

(水環境課)

水環境課で支払っていた継続的経費（駐車場代）について、令和2年度資金前渡金の精算残額を戻入せず、令和3年度に繰り越して支払に充て、さらにその残額を令和4年度に繰り越して支払に充てていた。

地方自治法では、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。

また、市会計規則では、会計の事務は、法令、条例およびこの規則の定めるところに従い、公正、確実かつ迅速に処理しなければならないこと、資金前渡者は用務終了後指定された日数以内に精算し、精算残額のあるときは直ちに会計管理者等に返納するものとされている。

適正な事務処理をされたい。

(2) 交通局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

北九州市監査公表第13号

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦（令和5年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 森本 由美（令和5年3月22日辞任）、同 渡辺 均（同前）、同 村上 幸一（令和5年3月23日就任）、同 奥村 直樹（同前）により行った。

1 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている建設局所管の指定管理者のうち、次の3団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年10月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
グリーンパーク 活性化共同事業 体	北九州市立響灘 緑地	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	公園管理課
九州造園・グリー ンワーク共同 事業体	北九州市立山田 緑地	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	公園管理課
	北九州市ほたる 館		水環境課

公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市立自転車駐車場（19施設）「通常施設管理」型	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	道路維持課
	北九州市立自転車駐車場（3施設）「通常施設管理＋自転車利用促進業務（提案）」型		
	北九州市立河内自転車貸出し施設		

2 監査の方法

(1) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年11月9日から令和5年5月11日まで

4 監査の結果

(1) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

ア グリーンパーク活性化共同事業体

(ア) 公の施設の指定管理事務について

グリーンパーク活性化共同事業体が実施した令和3年度の響灘緑地の管理運営業務について、「響灘緑地（グリーンパーク）の管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）」に定める期日まで

に、事業報告書を提出していなかった。また、事業報告書等において誤った決算報告を行っていた。

協定書では、市及び指定管理者は、本協定を、互いに協力し信義に従い誠実に履行しなければならないとしており、協定書に定める期日までに、業務報告書において、料金収入の実績や自主事業の実施状況等を、事業報告書において、料金収入の実績及び管理経費等の収支実績（収支決算書）や自主事業の実施実績等を報告しなければならないとしている。また、施設を適正に管理運営するため、「経理事務処理に係るモニタリング実施項目」に基づき、本業務遂行状況を確認することとしている。

適正な事務処理をされたい。

なお、今回の指摘を踏まえ、指定管理に係る経理事務が適正に実施されるよう、事務処理手順の見直し等も含め、必要な措置を講じることが望まれる。

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦（令和5年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 森本 由美（令和5年3月22日辞任）、同 渡辺 均（同前）、同 村上 幸一（令和5年3月23日就任）、同 奥村 直樹（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の3団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年10月末日まで）の当該団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

- (1) 公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会
- (2) 公益財団法人北九州市芸術文化振興財団
- (3) 地方独立行政法人北九州市立病院機構

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年11月9日から令和5年5月11日まで

4 事業の概要及び監査の結果

- (1) 公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会（以下「協会」という。）は、公園をはじめとした各種都市施設などの管理運営事業を通じ、健康で豊かな市民生活の実現のほか、都市機能の増進に寄与することを目的として、昭和48年4月1日に財団法人北九州市都市整備公社として設立され、平成25年4月1日に公益財団法人に移行後、平成26年4月1日に現在の名称に変更している。

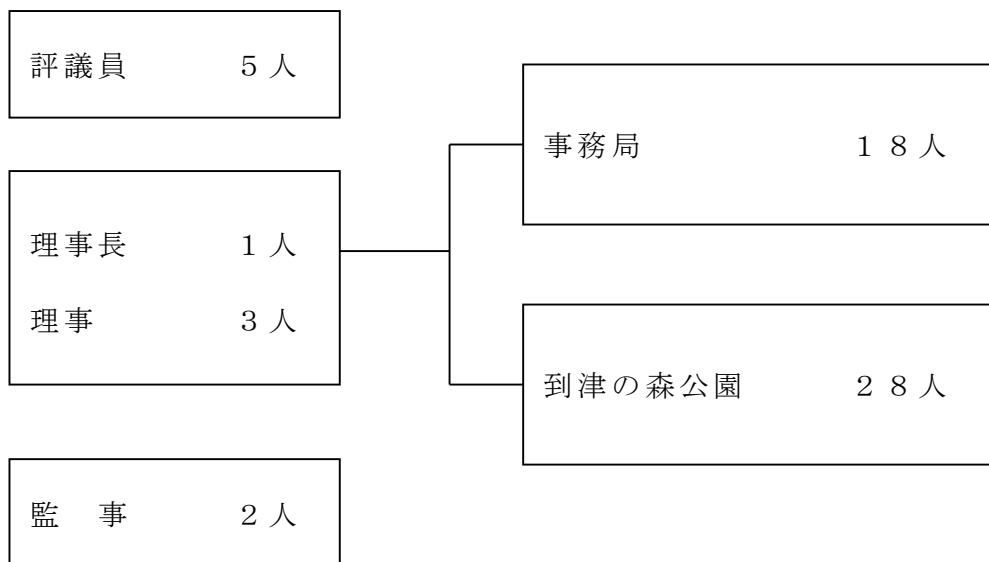
(イ) 現況

協会は、前記の事業目的を達成するため、市から公園の指定管理施設の管理運営を受託するとともに、自主事業として駐車場管理運営事業等を実施している。

(ウ) 組織

協会の組織及び職員数は、次のとおりである。

（令和4年10月31日現在）



(エ) 市との関係

市は、令和3年度末現在、協会の基本財産8千万円を全額出捐するとともに、到津の森公園等の管理運営について協会を指定管理者としており、令和3年度は協会に委託料1億7,990万円を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

協会の令和3年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は、5億4,504万円となっており、前年度と比べて3,736万円増加した。これは、遊戯施設利用者数の増加により収益事業の事業収益が増加したことなどによるものである。

経常費用の合計額は、5億5,670万円となっており、前年度と比べて4,621万円増加した。これは遊具施設管理運営事業における観覧車の再稼働のための修繕費約2,300万円や遊具施設の追加に伴う委託費の増加などによるものである。

その結果、当期一般正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、5億9,785万円となっており、前年度と比べて1,213万円減少した。

到津の森公園とひびき動物ワールドの指定管理施設においては、新型コロナウイルス感染症に伴う影響があったものの、徐々に入園者数等が回復してきている状況である。一方、市内外の幅広い世代からの集客や両施設の事業連携など利用者増加に向けた工夫や取り組みが課題である。また、本来、市で対応すべき施設の老朽化による一定額以上等の修繕を協会が行っているという課題もある。

今後とも、健康で豊かな市民生活の実現に向けて、安定的な収入の確保や効率的な運営を図り、自然環境や動物とのふれあいを通じた自然環境教育の推進等に努めることを期待する。

(2) 公益財団法人北九州市芸術文化振興財団

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）は、市民の芸術文化活動の振興に関する事業を行うとともに、埋蔵文化財の発掘調査、研究及び保護等を行い、もって市民生活の向上と市民の豊かな芸術文化の創造に寄与することを目的として、昭和51年4月1日に設立され、平成25年4月1日に公益財団法人に移行した法人である。

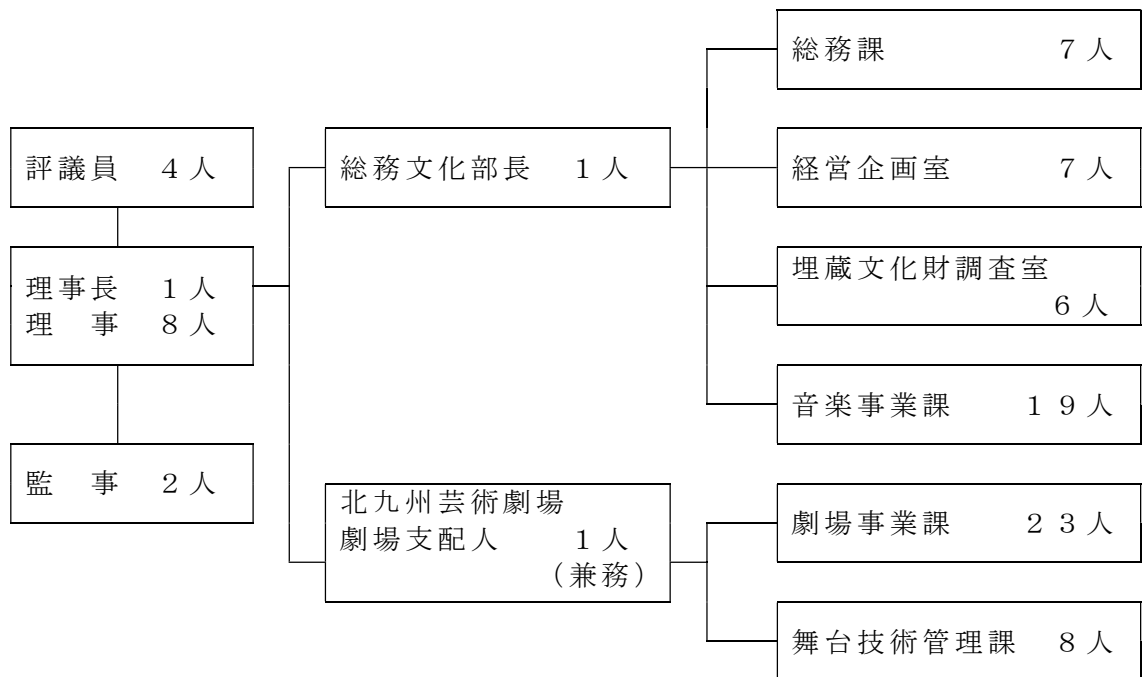
(イ) 現況

財団は、前記の事業目的を達成するため、芸術文化の振興に関する事業、芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する事業、市から受託した芸術文化事業・文化施設等の管理運営事業、及び埋蔵文化財発掘調査事業等を行っている。

(ウ) 組織

財団の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和4年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、財団の設立に当たり、基本財産500万円を全額出捐しているほか、北九州芸術劇場や響ホールでの公演に補助金を支出するとともに、芸術文化施設の管理運営、文化情報の提供及び埋蔵文化財の発掘調査事業等を委託している。

市は、令和3年度、財団に補助金1億4,521万円、委託料1億5,343万円を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

財団の令和3年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は1億7,577万円となっており、前年度と比べて6,562万円減少した。

経常費用の合計額は1億4,521万円となっており、前年度と比べて5,546万円減少した。

その結果、当期一般及び指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、2億663万円となっており、前年度と比べて、2,983万円増加した。

財団は、市から北九州芸術劇場、響ホール及び大手町練習場の3つの芸術文化施設の指定管理者として指定を受け、管理及び運営を行っている。また、これらの施設を活用し、良質な舞台芸術や質の高い音楽の鑑賞機会の提供を実施し、芸術文化活動の振興に取り組んでいる。

経営状況については、黒字を確保しているが、収益の大半が市からの受託事業収入や補助金収入であることから、チケット収入等の自主財源の拡大や効率的な事業運営等に向けた経営努力を図りつつ、多様な事業を通じて、市民に優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、新たな芸術文化の創造を行い、市の芸術文化の振興に寄与していくことを期待する。

(3) 地方独立行政法人北九州市立病院機構

ア 事業の概要

(ア) 目的

地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）は、地方独立行政法人法に基づき、地域の医療機関との役割分担と連携の下、北九州市の医療施策として求められる医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的として、平成31年4月1日に設立された法人である。

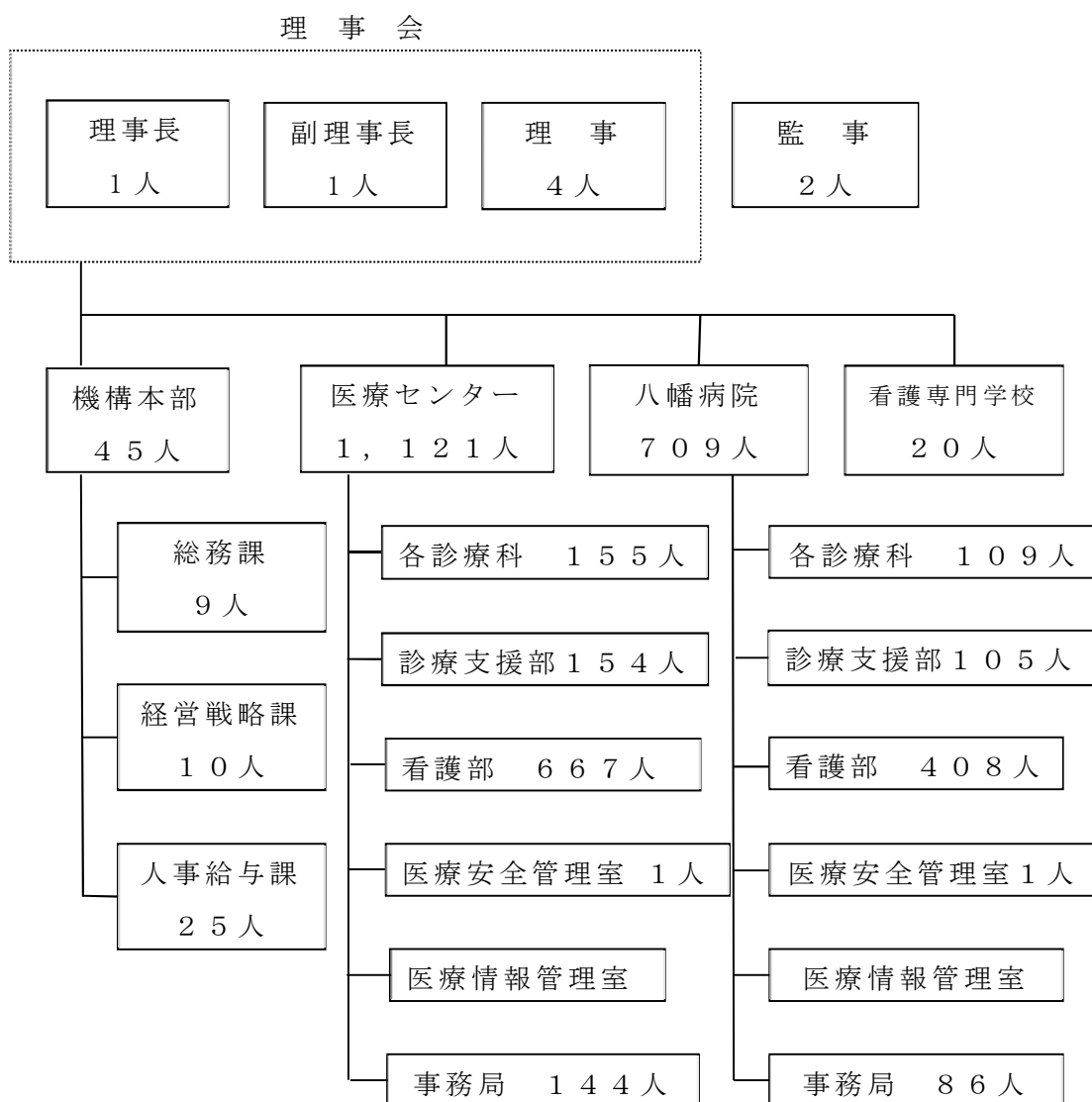
(イ) 現況

市立病院は、昭和38年の五市合併により、旧市時代からあった5つの総合病院と、旧五市共立の2つの結核療養所の7病院が北九州市に引き継がれて発足した。以後、約50年にわたり病院等の再編を図った上、平成31年4月1日に地方独立行政法人へ移行した。現在、病院機構は医療センター、八幡病院、看護専門学校、機構本部で構成され、感染症医療、周産期医療、小児救急を含む救急医療、災害時における医療といった政策医療のほか市内における看護人材の育成を担っている。

(ウ) 組織

病院機構の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和4年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、病院機構の設立に当たり、資本金15億9,421万円を全額出資している。また運営費として、令和3年度に33億9,149万円の運営費負担金を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

病院機構の令和3年度の収支状況を見ると、新型コロナウイルスに関する国・県の補助制度を活用したこと等により、経常利益は20億8,921万円、当期純利益は20億8,660万円となった。

病院機構は、市が定めた業務運営に関する中期目標の実現に向けて、中期計画（令和元年度～5年度）を策定し、地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な病院運営等に留意するとしている。

今後は、病院経営を取り巻く環境が一段と厳しさを増すことが予想されるが、引き続き政策医療を着実に実施するとともに、医師をはじめとする優秀な人材の確保等により病床稼働率の向上を図ることで、コロナ後を見据えた経営基盤の強化に取り組むことを期待する。

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦（令和5年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 森本 由美（令和5年3月22日辞任）、同 渡辺 均（同前）、同 村上 幸一（令和5年3月23日就任）、同 奥村 直樹（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、産業経済局、港湾空港局及び区役所において施工する工事（工事に係る委託並びに除草、浚渫及びエレベーター・エスカレーターの設備点検等に係る業務委託を含む。以下同じ。）で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに完了した工事及び前記対象期間中に債務負担行為により継続中の工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2、表3のとおり工事を抽出し、それぞれ事務手続、設計・積算及び施工管理について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の審査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

表1 工事の抽出（産業経済局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	13	304,878	6	199,669	別表1 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	321	242,269	34	51,402	別表2 参照

表2 工事の抽出（港湾空港局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	62	4,418,625	18	1,182,228	別表3 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	212	193,086	21	36,014	別表4 参照

表3 工事の抽出（区役所）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	513	4,414,138	85	1,245,271	別表5 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	4,541	5,748,938	101	191,571	別表6 参照

3 監査の期間

令和4年12月16日から令和5年5月18日まで

4 監査の結果

(1) 産業経済局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(2) 港湾空港局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(3) 区役所

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表5 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア 工事費の積算について

(門司区役所まちづくり整備課)

[6] 令和2年度柳町25号線道路改築工事

本工事は、門司区柳町一丁目において、市道柳町25号線の車両及び歩行者の通行性向上のため、傷んだレンガ舗装及びアスファルト舗装を撤去し、道路側溝を布設した後、アスファルト舗装で全面復旧するものである。

この工事費の積算において、当初設計のアスファルト舗装撤去数量（面積）を、実際に施工した数量（面積）に変更すべきであったが、当初設計のアスファルト舗装撤去数量（面積）と、実際に施工した数量（面積）を両方とも計上したため、過大な積算となっていた。

工事費の積算は、適正に行われたい。

別表1 本工事抽出一覧表（産業経済局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	地域経済振興部 次世代産業推進課	学研北部除草業務委託3 －3） 〈若松区ひびきの北〉	除草業務	指名	5,722	R3. 8. 6 R3.11.19
2	農林水産部 農林課	合馬線林道開設工事（1 工区） 〈小倉南区大字合馬〉	林道工事	一般	24,002	R3. 9. 2 R4. 3.15
3	農林水産部 農林課	辻三線林道改築工事 〈小倉南区大字辻三〉	林道工事	指名	9,875	R3. 9. 2 R4. 3. 1
4	農林水産部 水産課	曾根漁港道路②（上部工） 整備工事（3） 〈小倉南区大字曾根新田 地先〉	道路整備 工事	一般	119,932	R3. 7. 1 R4. 2.28
5	農林水産部 水産課	岩屋漁港－3m航路浚渫 工事（3） 〈若松区大字有毛地先〉	航路浚渫 工事	指名	32,231	R3. 9. 2 R4. 1.31
6	農林水産部 西部農政事務所	弘川第一水路浚渫業務委 託（その2） 〈若松区大字弘川〉	浚渫業務	指名	7,907	R3.12.27 R4. 3.31
計				6 件	199,669千円	

別表2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（産業経済局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要	
		件数	契約金額 (千円)		
総務政策部	渡船事業所	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装(補修)工事 ・歩道改修工事 ・水路改修工事 ・フェンス設置工事 ・農業用施設維持(管理)工事 ・農業用施設管理業務 ・林道施設管理業務 ・設計業務 ・屋上防水修繕 ・設備更新工事 ・施設(設備)改修工事 ・施設(設備)修繕工事 ・除草業務 	
	産業政策課	2	3,645		
地域経済振興部	次世代産業推進課	0	0		
観光部	観光課	0	0		
	門司港レトロ課	3	3,399		
	M I C E 推進課	1	2,035		
企業立地支援部	企業立地支援課	2	1,419		他
農林水産部	農林課	4	7,399		
	水産課	2	2,077		
	東部農政事務所	6	8,339		
	西部農政事務所	8	11,738		
	総合農事センター	1	1,701		
中央卸売市場		5	9,650		
計		34	51,402		

別表3 本工事抽出一覧表（港湾空港局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	港湾整備部 整備課	新門司北地区埠頭用地舗装工事（2-2） 〈門司区新門司北三丁目〉	舗装工事	指名	68,847	R2. 11. 26 R3. 5. 10
2	港湾整備部 整備課	新門司北地区雨水管渠築造工事（2） 〈門司区新門司北二丁目〉	雨水管渠築造工事	一般	105,003	R3. 3. 25 R3. 12. 10
3	港湾整備部 整備課	新門司北地区造成工事（3） 〈門司区新門司北三丁目〉	造成工事	一般	53,813	R3. 11. 25 R4. 3. 15
4	港湾整備部 整備課	新門司埋立地除草業務委託（3） 〈門司区新門司北三丁目〉	除草業務	指名	1,353	R3. 11. 5 R3. 12. 15
5	港湾整備部 整備課	洞海地区道路雨水側溝整備工事（3） 〈若松区北湊町ほか〉	側溝整備工事	指名	10,571	R3. 7. 15 R4. 1. 29
6	港湾整備部 整備課	改修響灘西防波堤工事（3） 〈若松区響町三丁目地先〉	防波堤工事	一般	348,301	R3. 7. 1 R4. 3. 15
7	港湾整備部 整備課	改修響灘西防波堤工事（3-2） 〈若松区響町三丁目地先〉	防波堤工事	一般	162,267	R3. 7. 1 R4. 3. 15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	港湾整備部 整備課	廃棄物響灘東護岸（被覆 ブロック製作）工事（3 －2） 〈若松区響町三丁目〉	護岸工事	指名	44,411	R3. 9.16 R4. 3.15
9	港湾整備部 整備課	改修（統合）第二響灘大 橋橋面改良工事（2） 〈若松区向洋町〉	橋面改良 工事	一般	121,998	R3. 2. 4 R3. 9.30
10	港湾整備部 整備課	改修（統合）若松船だまり 物揚場（西）（－2. 5m）工事（2） 〈若松区浜町一丁目地先 〉	物揚場工 事	指名	80,571	R3. 3. 4 R3.10.31
11	港湾整備部 整備課	廃棄物響灘東護岸土質調 査業務委託（3） 〈若松区響町三丁目〉	土質調査 業務	指名	3,577	R3. 9.16 R3.12.24
12	港湾整備部 整備課	廃棄物響灘東（中仕切） 護岸実施設計業務委託（ 3） 〈若松区響町二丁目地先 〉	護岸設計 業務	指名	2,716	R3.10.28 R4. 2.28
13	港湾整備部 整備課	廃棄物響灘東（東）護岸 実施設計業務委託（3） 〈若松区響町二丁目地先 〉	護岸設計 業務	指名	3,479	R3.10.28 R4. 2.28
14	港湾整備部 整備課	太刀浦7号クレーン走行 電動機取替他工事 〈門司区太刀浦海岸〉	電動機取 替他工事	随意	93,673	R3. 9. 1 R4. 3.20

番号	部 課 名	工事名称 〈工事場所〉	工事 概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
15	港湾整備部 整備課	新門司4号岸壁LED照明設置工事 〈門司区新門司一丁目6番〉	照明設置 工事	指名	8,704	R3. 9.16 R3.12.10
16	エネルギー 産業拠点化 推進室 エネルギー 産業拠点化 推進課	響灘東4区画除草業務委託(3) 〈若松区響町二丁目地内〉	除草業務	指名	2,648	R3. 4.19 R3. 6.18
17	エネルギー 産業拠点化 推進室 エネルギー 産業拠点化 推進課	響灘東2区画除草業務委託(R3-5) 〈若松区響町二丁目地内〉	除草業務	指名	1,858	R3. 6. 2 R3. 7.16
18	エネルギー 産業拠点化 推進室 エネルギー 産業拠点化 推進課	響灘東地区基地港湾地盤改良工事(3) 〈若松区響町二丁目〉	地盤改良 工事	指名	68,438	R3. 9.16 R4. 3.15
計				18 件	1,182,228千円	

別表 4 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（港湾空港局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
総務部	総務課	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設補修工事 ・立入禁止柵改修工事 ・設計業務 ・施設改良(補修)工事 ・照明設備(更新)工事 ・除草業務 他
港営部	港営課	12	23,387	
	物流振興課	2	1,542	
港湾整備部	整備課	6	9,338	
エネルギー産業 拠点化推進室	エネルギー産業拠 点化推進課	0	0	
空港企画部	空港企画課	1	1,747	
計		21	36,014	

別表5 本工事抽出一覧表（区役所）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	門司区役所 まちづくり 整備課	白野江36号線法面復旧 工事 〈門司区大字白野江〉	法面復旧 工事	指名	19,942	R2.12.23 R3. 6. 6
2	門司区役所 まちづくり 整備課	国道199号（北部・環 境）側溝補修工事 〈門司区片上海岸〉	側溝補修 工事	指名	2,409	R3. 4.21 R3. 6.30
3	門司区役所 まちづくり 整備課	門司エリア昇降機保守点 検業務委託 〈門司区中町6番ほか〉	昇降機保 守点検業 務	随意	10,391	R3. 4. 1 R4. 3.31
4	門司区役所 まちづくり 整備課	黒川白野江東本町線（黒 川東二丁目ほか）舗装補 修工事 〈門司区黒川東二丁目ほ か〉	舗装補修 工事	指名	17,687	R3.12. 1 R4. 3.21
5	門司区役所 まちづくり 整備課	寺内1号線薄層カラー舗 装工事 〈門司区寺内二丁目ほか 〉	舗装工事	指名	5,576	R3.12.22 R4. 3.15
6	門司区役所 まちづくり 整備課	令和2年度柳町25号線 道路改築工事 〈門司区柳町一丁目〉	道路改築 工事	一般	35,077	R3. 2.10 R3. 8.31
7	門司区役所 まちづくり 整備課	上馬寄北公園整備工事 〈門司区上馬寄一丁目〉	公園整備 工事	指名	6,731	R3.11. 2 R4. 3. 2

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	門司区役所 まちづくり 整備課	小森江子供のもり公園改修工事 〈門司区大字小森江〉	公園改修 工事	指名	16,657	R3. 1.27 R3. 5.20
9	門司区役所 まちづくり 整備課	大川他河川除草業務委託 〈門司区奥田四丁目ほか〉	除草業務	指名	3,250	R3. 7.12 R3.10.15
10	門司区役所 まちづくり 整備課	雨水渠除草業務委託（その1） 〈門司区长谷一丁目ほか〉	除草業務	指名	1,540	R3. 7.29 R3. 9.30
11	門司区役所 まちづくり 整備課	吉志一丁目地内管渠更生工事 〈門司区吉志一丁目〉	管渠更生 工事	指名	18,830	R3. 9.15 R4. 2. 2
12	小倉北区役所 まちづくり 整備課	国道199号自転車通行帯設置工事（3-1） 〈小倉北区中井一丁目ほか〉	自転車通行帯設置 工事	指名	12,066	R3. 5.19 R3. 9.30
13	小倉北区役所 まちづくり 整備課	国道199号自転車通行帯設置工事（3-2） 〈小倉北区日明三丁目ほか〉	自転車通行帯設置 工事	指名	15,545	R3. 6. 2 R3. 9.15
14	小倉北区役所 まちづくり 整備課	国道199号他除草清掃業務委託 〈小倉北区西港町ほか〉	除草清掃 業務	指名	2,438	R3. 7. 5 R3. 8.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
15	小倉北区役所 まちづくり 整備課	下富野大島1号線中央分離帯景観整備工事(3-1) 〈小倉北区大島三丁目〉	中央分離帯景観整備工事	指名	3,420	R3.12.15 R4. 3.31
16	小倉北区役所 まちづくり 整備課	国道199号(東港工区)舗装補修工事 〈小倉北区東港一丁目〉	舗装補修工事	指名	22,537	R3.12.23 R4. 3.31
17	小倉北区役所 まちづくり 整備課	片野新町公園整備工事 〈小倉北区片野新町二丁目〉	公園整備工事	指名	12,365	R3. 9.15 R4. 2.10
18	小倉北区役所 まちづくり 整備課	今町東公園整備工事 〈小倉北区今町二丁目〉	公園整備工事	指名	5,311	R3.11.24 R4. 3.15
19	小倉北区役所 まちづくり 整備課	熊本二丁目公園整備工事 〈小倉北区熊本二丁目〉	公園整備工事	指名	8,185	R3.12. 1 R4. 3.11
20	小倉北区役所 まちづくり 整備課	古船場公園整備工事 〈小倉北区古船場町〉	公園整備工事	指名	6,428	R3.12.15 R4. 3.15
21	小倉北区役所 まちづくり 整備課	延命寺川樹木撤去業務委託 〈小倉北区須賀町〉	樹木撤去業務	指名	4,045	R4. 1.31 R4. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
22	小倉北区役所 まちづくり 整備課	熊谷二丁目地内管渠更生 工事（その2） 〈小倉北区熊谷二丁目〉	管渠更生 工事	指名	18,487	R3.11.10 R4. 3.15
23	小倉北区役所 まちづくり 整備課	真鶴一丁目地内伏越人孔 清掃浚渫業務委託（収集 ・運搬） 〈小倉北区真鶴一丁目〉	人孔清掃 浚渫業務	指名	1,815	R3.11. 1 R4. 1.10
24	小倉北区役所 まちづくり 整備課	真鶴一丁目地内伏越人孔 清掃浚渫業務委託（処分 ） 〈小倉北区真鶴一丁目〉	人孔清掃 浚渫業務	指名	1,375	R3.11. 1 R4. 2. 9
25	小倉南区役所 まちづくり 整備課	徳力25号線張出歩道補 修工事 〈小倉南区徳力七丁目〉	歩道補修 工事	指名	15,210	R2.11. 4 R3. 4.30
26	小倉南区役所 まちづくり 整備課	湯川13号線側溝整備工 事 〈小倉南区湯川三丁目〉	側溝整備 工事	指名	3,673	R3.10.20 R4. 1.19
27	小倉南区役所 まちづくり 整備課	長行田町線（徳吉西工区 ）歩道整備工事 〈小倉南区徳吉西一丁目 ほか〉	歩道整備 工事	指名	5,200	R3. 8.11 R3.11. 9
28	小倉南区役所 まちづくり 整備課	国道322号（大字小森 ）歩道補修工事 〈小倉南区大字小森〉	歩道補修 工事	指名	28,015	R3. 9.22 R4. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
29	小倉南区役所 まちづくり 整備課	北方44号線舗装補修工事 〈小倉南区北方三丁目〉	舗装補修 工事	指名	9,205	R3.12.22 R4. 3.31
30	小倉南区役所 まちづくり 整備課	徳力葛原線他道路除草業務委託 〈小倉南区大字長野ほか 〉	除草業務	指名	3,523	R3. 7. 5 R3.10.29
31	小倉南区役所 まちづくり 整備課	吉田57号線他道路除草業務委託 〈小倉南区大字吉田ほか 〉	除草業務	指名	713	R3. 7.21 R3. 9.30
32	小倉南区役所 まちづくり 整備課	門司行橋線（沼新町一丁目他）歩道整備工事 〈小倉南区沼新町一丁目 ほか〉	歩道整備 工事	指名	12,898	R3.12.15 R4. 3.31
33	小倉南区役所 まちづくり 整備課	（豪）大野川左岸（河川管理道）整備工事 〈小倉南区中曽根東三丁目 ほか〉	河川管理 道整備工 事	指名	11,609	R2.12. 3 R3. 5. 6
34	小倉南区役所 まちづくり 整備課	津田新町二・三丁目地内管渠更生工事 〈小倉南区津田新町三丁目 ほか〉	管渠更生 工事	指名	20,180	R3. 8.11 R4. 1.18
35	小倉南区役所 まちづくり 整備課	下吉田三丁目地内（東部・環境）下水道維持修繕工事 〈小倉南区下吉田三丁目 〉	下水道維持 修繕工 事	指名	2,712	R3. 4.30 R3. 6.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
36	小倉南区役所 まちづくり 整備課	長尾二丁目地内他（西部・環境）下水道維持修繕工事 〈小倉南区長尾二丁目ほか〉	下水道維持修繕工事	指名	2,520	R3. 4.26 R3. 6.30
37	小倉南区役所 まちづくり 整備課	朽網中央公園遊具設置工事 〈小倉南区朽網東一丁目〉	公園整備工事	指名	9,412	R3. 11.10 R4. 3.15
38	小倉南区役所 まちづくり 整備課	徳光公園整備工事 〈小倉南区徳吉西二丁目〉	公園整備工事	指名	19,159	R3. 7.14 R4. 2.15
39	小倉南区役所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定業務委託（小倉南区2） 〈小倉南区内一円〉	除草及び樹木剪定業務	指名	29,453	R3. 5.20 R3. 12. 3
40	小倉南区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定業務委託（小倉南区1） 〈小倉南区内一円〉	除草及び樹木剪定業務	指名	31,463	R3. 5.24 R3. 12. 3
41	若松区役所 まちづくり 整備課	国道495号（大字有毛）舗装新設工事 〈若松区大字有毛ほか〉	舗装新設工事	指名	15,657	R3. 6. 4 R3. 9.30
42	若松区役所 まちづくり 整備課	安屋5号線他道路除草業務委託 〈若松区大字安屋ほか〉	除草業務	指名	3,350	R3. 6.29 R3. 9.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
43	若松区役所 まちづくり 整備課	二島片山1号線中央帯防 草工事 〈若松区片山一丁目ほか 〉	中央帯防 草工事	指名	12,043	R3. 9. 3 R4. 1. 31
44	若松区役所 まちづくり 整備課	主要地方道有毛引野線（ 大字大鳥居）舗装新設工 事 〈若松区大字大鳥居ほか 〉	舗装新設 工事	指名	12,351	R3. 10. 15 R4. 2. 15
45	若松区役所 まちづくり 整備課	小敷塩屋1号線中央帯防 草工事 〈若松区ひびきの〉	中央帯防 草工事	指名	15,509	R3. 11. 26 R4. 3. 15
46	若松区役所 まちづくり 整備課	頓田1号線樹木撤去業務 委託 〈若松区大字頓田〉	樹木撤去 業務	指名	15,830	R4. 1. 19 R4. 3. 31
47	若松区役所 まちづくり 整備課	高須東二丁目公園整備工 事 〈若松区高須東二丁目〉	公園整備 工事	指名	10,474	R3. 10. 29 R4. 3. 31
48	若松区役所 まちづくり 整備課	高須東四丁目公園整備工 事 〈若松区高須東四丁目〉	公園整備 工事	指名	18,977	R3. 10. 29 R4. 3. 15
49	若松区役所 まちづくり 整備課	（仮称）藤ノ木公園整備 工事 〈若松区くきのうみ中央 〉	公園整備 工事	一 般	33,696	R3. 6. 3 R3. 10. 29

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
50	若松区役所 まちづくり 整備課	江川他除草美化業務委託 〈若松区大字大鳥居ほか〉	除草美化 業務	指名	4,322	R3. 6.22 R3. 9.30
51	若松区役所 まちづくり 整備課	片山二丁目地内他管渠更 生工事 〈若松区片山二丁目ほか〉	管渠更生 工事	指名	21,756	R3. 7.29 R3.11.26
52	八幡東区役 所 まちづくり 整備課	春の町3号線（西部・環 境）舗装補修工事 〈八幡東区春の町五丁目〉	舗装補修 工事	指名	2,786	R3. 4.23 R3. 7.31
53	八幡東区役 所 まちづくり 整備課	北九州小竹線他道路除草 業務委託 〈八幡東区河内三丁目ほ か〉	除草業務	指名	4,840	R3. 6.22 R3. 8.31
54	八幡東区役 所 まちづくり 整備課	枝光13号線階段空洞調 査及び補修設計業務委託 〈八幡東区枝光三丁目〉	階段設計 業務	指名	3,267	R3. 8. 3 R3.11.10
55	八幡東区役 所 まちづくり 整備課	小倉中間線（田代）法面 災害防除工事 〈八幡東区大字田代〉	災害防除 工事	指名	19,514	R3.10. 8 R4. 3.15
56	八幡東区役 所 まちづくり 整備課	東田西本町1号線環境整 備工事 〈八幡東区東田一丁目〉	環境整備 工事	指名	12,540	R3.11. 8 R4. 3.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
57	八幡東区役所 まちづくり 整備課	勝田公園園路改修工事 〈八幡東区羽衣町〉	公園改修 工事	指名	4,113	R3. 8. 3 R3. 11. 15
58	八幡東区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定 業務委託（八幡東区 東 部） 〈八幡東区内一円〉	除草及び 樹木剪定 業務	指名	25,610	R3. 5. 20 R3. 12. 17
59	八幡東区役所 まちづくり 整備課	前田二丁目地内他管渠更 生工事 〈八幡東区前田二丁目ほ か〉	管渠更生 工事	指名	18,203	R3. 7. 8 R3. 12. 17
60	八幡東区役所 まちづくり 整備課	枝光本町地内他管渠更生 工事 〈八幡東区枝光本町地内 ほか〉	管渠更生 工事	指名	9,568	R3. 7. 8 R3. 12. 14
61	八幡西区役所 まちづくり 整備課	星和町地内（その1）管 渠更生工事 〈八幡西区星和町〉	管渠更生 工事	指名	18,207	R3. 8. 5 R3. 11. 13
62	八幡西区役所 まちづくり 整備課	塔野二丁目地内（その2 ）管渠更生工事 〈八幡西区塔野二丁目〉	管渠更生 工事	指名	20,235	R3. 11. 11 R4. 3. 31
63	八幡西区役所 まちづくり 整備課	本城駅前他昇降機保守点 検業務委託 〈八幡西区力丸町ほか〉	昇降機保 守点検業 務	随意	11,075	R3. 4. 1 R4. 3. 31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
64	八幡西区役所 まちづくり 整備課	さつき台16号線他道路 除草業務委託 〈八幡西区さつき台一丁目ほか〉	除草業務	指名	1,683	R3. 6.22 R3. 8.31
65	八幡西区役所 まちづくり 整備課	日吉台60号線法面詳細 設計業務委託 〈八幡西区日吉台三丁目〉	道路設計 業務	指名	4,950	R3. 7.26 R3.11.30
66	八幡西区役所 まちづくり 整備課	小倉中間線災害防除工事 (2-1) 〈八幡西区大字畑〉	災害防除 工事	指名	19,276	R3. 3.12 R3. 6.30
67	八幡西区役所 まちづくり 整備課	楠橋120号線(小原橋) 橋梁補修工事 〈八幡西区楠橋下方一丁目〉	橋梁補修 工事	一般	35,542	R2.11. 5 R3. 6.30
68	八幡西区役所 まちづくり 整備課	本城東57号線自転車通 行帯整備工事(3-1) 〈八幡西区星和町ほか〉	自転車通 行帯整備 工事	一般	53,090	R3. 6.10 R4. 3.15
69	八幡西区役所 まちづくり 整備課	千代ヶ崎30号線他道路 改築工事 〈八幡西区千代ヶ崎二丁目〉	道路改築 工事	指名	19,789	R3. 7. 2 R3.11.19
70	八幡西区役所 まちづくり 整備課	国道199号(日吉台一 丁目)災害防除工事(そ の2) 〈八幡西区日吉台一丁目〉	災害防除 工事	指名	79,235	R3. 1.28 R3. 8.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
71	八幡西区役所 まちづくり 整備課	(豪) 香月226号線水路改修調査設計業務委託 〈八幡西区楠橋東一丁目〉	水路設計 業務	指名	4,466	R3. 2. 5 R3. 6. 30
72	八幡西区役所 まちづくり 整備課	福原公園整備工事 〈八幡西区馬場山東一丁目〉	公園整備 工事	指名	9,926	R3. 4. 30 R3. 9. 6
73	八幡西区役所 まちづくり 整備課	皇后崎公園(北側)連絡橋周辺整備工事 〈八幡西区青山二丁目〉	公園整備 工事	指名	15,798	R3. 10. 15 R4. 3. 15
74	八幡西区役所 まちづくり 整備課	香月中央公園遊具広場改修工事 〈八幡西区香月西四丁目〉	公園改修 工事	指名	17,630	R3. 10. 8 R4. 3. 11
75	八幡西区役所 まちづくり 整備課	赤坂池公園整備工事 〈八幡西区本城東三丁目〉	公園整備 工事	指名	16,796	R3. 10. 22 R4. 3. 15
76	八幡西区役所 まちづくり 整備課	吉祥寺公園法面地質調査業務委託 〈八幡西区吉祥寺町〉	地質調査 業務	指名	1,733	R3. 7. 9 R3. 9. 30
77	戸畑区役所 まちづくり 整備課	浅生三丁目地内(その2)管渠更生工事 〈戸畑区浅生三丁目〉	管渠更生 工事	指名	19,977	R3. 5. 27 R3. 9. 10

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
78	戸畑区役所 まちづくり 整備課	国道199号(中原工区) 側溝補修工事 〈戸畑区中原西二丁目〉	側溝補修 工事	指名	6,507	R3. 9. 3 R4. 1.12
79	戸畑区役所 まちづくり 整備課	小芝2号線他信号機移設 工事 〈戸畑区小芝二丁目ほか 〉	信号機移 設工事	一般	16,855	R3. 9.10 R4. 3. 4
80	戸畑区役所 まちづくり 整備課	中原1号線舗装補修工事 〈戸畑区大字中原〉	舗装補修 工事	指名	42,802	R3.12. 9 R4. 3.15
81	戸畑区役所 まちづくり 整備課	浅生2号公園施設整備工 事 〈戸畑区浅生二丁目〉	公園整備 工事	一般	23,899	R3.12.23 R4. 3.31
82	戸畑区役所 まちづくり 整備課	都島公園整備工事 〈戸畑区牧山四丁目〉	公園整備 工事	指名	10,508	R3.11.26 R4. 3.15
83	戸畑区役所 まちづくり 整備課	新池2号線防草対策工事 〈戸畑区新池二丁目ほか 〉	防草対策 工事	指名	4,675	R3.12.17 R4. 3.15
84	戸畑区役所 まちづくり 整備課	天籟寺川河川美化業務委 託 〈戸畑区西鞆ヶ谷町ほか 〉	河川美化 業務	指名	1,313	R3. 8. 6 R3. 9.24

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
85	戸畑区役所 まちづくり 整備課	小芝2号線他道路改良工 事(2-2) 〈戸畑区沢見一丁目ほか 〉	道路改良 工事	一 般	67,846	R2. 9.24 R3. 9.30
計				85 件	1,245,271千円	

別表 6 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（区役所）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
門司区役所	まちづくり整備課	14	28,167	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備工事 ・舗装(補修)工事 ・区画線設置工事 ・防護柵設置(補修)工事 ・防草対策工事 ・維持修繕工事 ・河道掘削工事 ・公園整備工事 ・照明工事 ・管渠築造工事 ・低地ポンプ改築工事 ・維持管理業務 ・浚渫業務 ・樹木撤去業務 ・除草(清掃)業務 ・設計業務
小倉北区役所	まちづくり整備課	15	25,094	
小倉南区役所	まちづくり整備課	15	30,910	
若松区役所	まちづくり整備課	11	21,667	
八幡東区役所	まちづくり整備課	12	26,638	
八幡西区役所	まちづくり整備課	25	44,530	
戸畑区役所	まちづくり整備課	9	14,565	
計		101	191,571	

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦（令和5年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 森本 由美（令和5年3月22日辞任）、同 渡辺 均（同前）、同 村上 幸一（令和5年3月23日就任）、同 奥村 直樹（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、建築都市局（計画部、指導部、都市再生推進部、折尾総合整備事務所、建築部及び設備部）において施工する営繕及び土木工事（工事に係る委託並びに除草、浚渫及びエレベーター・エスカレーターの設備点検等に係る業務委託を含む。以下同じ。）で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに完了した工事及び前記対象期間中に債務負担行為により継続中の工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1のとおり工事を抽出し、それぞれ事務手続、設計・積算及び施工管理について、事務が適正に執行されているかを主眼に、関係書類の審査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

表1 工事の抽出（建築都市局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	460	18,132,239	78	9,863,763	別表1 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	233	185,635	18	27,277	別表2 参照

3 監査の期間

令和4年12月16日から令和5年5月18日まで

4 監査の結果

(1) 建築都市局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表1 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア 見積りによる積算について

(電気設備課)

[43] 折尾東小学校大規模改修電気工事

本工事は、八幡西区光明一丁目にある折尾東小学校の大規模改修（建築工事）に関連して電気設備の更新を行う工事である。

この工事の積算において、分電盤は製作品のため、見積りを徴取したが、その計上を誤ったため、過小な積算となっていた。

工事費の積算は適正に行われたい。

別表1 本工事抽出一覧表（建築都市局）

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	都市再生推進部 事業推進課	学研北部（180街区東側他）除草業務委託（その2） 〈若松区ひびきの北〉	除草業務委託	指名	2,071	R4.1.28 R4.3.25
2	折尾総合整備事務所 事業調整課	折尾連立関連（西折尾町）トンネル上部等造成工事（3-1） 〈八幡西区西折尾町ほか〉	造成工事	一般	203,156	R3.7.1 R4.3.31
3	折尾総合整備事務所 整備課	日吉台光明線道路改築工事（2-3） 〈八幡西区折尾一丁目ほか〉	道路改築工事	一般	104,577	R3.2.10 R3.11.30
4	折尾総合整備事務所 整備課	折尾南北線道路改築工事（3-1） 〈八幡西区丸尾町ほか〉	道路改築工事	指名	19,524	R3.5.28 R3.11.30
5	折尾総合整備事務所 整備課	折尾土地区画整理事業（堀川町）補強土工事（2-2） 〈八幡西区堀川町〉	補強土工事	一般	153,041	R3.2.10 R4.2.28
6	建築部 建築課	（仮称）平和資料館新築工事 〈小倉北区城内6番3、6番10〉	新築工事	一般	390,537	R2.7.16 R3.7.31
7	建築部 建築課	東部斎場大規模改修工事（第2期） 〈門司区大字猿喰1342番地8〉	大規模改修工事	一般	245,898	R3.2.25 R3.10.31

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	建築部 建築課	和布刈公園ユニットトイレ設置工事 〈門司区旧門司二丁目〉	新築工事	指名	33,633	R2.11.5 R3.5.31
9	建築部 建築課	小池特別支援学校改築工事 (第1期) 〈若松区大字小敷583番地1〉	新築工事	一般	1,229,800	R2.12.9 R4.1.21
10	建築部 建築課	ひびきコスモス公園ユニット トイレ設置工事 〈若松区向洋町〉	新築工事	指名	21,324	R3.11.4 R4.3.24
11	建築部 建築課	小倉駅JAM広場屋根等改修 工事(第1期) 〈小倉北区浅野一丁目〉	改修工事	一般	99,889	R3.6.17 R4.3.7
12	建築部 建築課	砂津長浜線関連長浜末広公民 館新築工事 〈小倉北区長浜町〉	新築工事	一般	51,515	R3.7.15 R4.3.11
13	建築部 建築課	太刀浦CT2号管理事務所解体 工事 〈門司区太刀浦海岸〉	解体工事	指名	25,981	R3.7.29 R4.2.9
14	建築部 建築課	企救丘小学校大規模改修工事 (第3期) 〈小倉南区企救丘二丁目1番 1号〉	大規模 改修工 事	一般	160,405	R3.6.10 R3.11.19

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
15	建築部 建築課	湯川小学校大規模改修工事 (第3期) 〈小倉南区湯川新町一丁目8番1号〉	大規模改修工事	一般	150,057	R3.6.10 R3.11.19
16	建築部 建築課	足立小学校大規模改修工事 (第2期) 〈小倉北区宇佐町一丁目6番7号〉	大規模改修工事	一般	319,029	R3.6.10 R4.2.28
17	建築部 建築課	大里南小学校大規模改修工事 (第2期) 〈門司区新原町15番1号〉	大規模改修工事	一般	364,235	R3.6.10 R4.3.7
18	建築部 建築課	折尾東小学校大規模改修工事 〈八幡西区光明一丁目2番1号〉	大規模改修工事	一般	344,180	R3.6.10 R4.2.28
19	建築部 建築課	南小倉中学校大規模改修工事 (第3期) 〈小倉北区高尾一丁目4番1号〉	大規模改修工事	一般	182,459	R3.6.10 R3.12.15
20	建築部 建築課	小倉総合特別支援学校B棟スロープ増築工事 〈小倉南区春ヶ丘10番3号〉	スロープ設置工事	一般	84,943	R3.7.29 R4.2.28
21	建築部 建築課	旧総合療育センター西棟解体工事 〈小倉南区春ヶ丘10番2号〉	解体工事	一般	145,930	R3.6.3 R4.3.15

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
22	建築部 建築課	ひびきコスモス公園トイレ他 1件ユニット設置工事実施設 計委託 〈若松区向洋町〉	実施設 計委託	指名	1,155	R3.6.17 R3.9.15
23	建築部 建築課	折尾駅東自転車駐車場（市場 街区）新設工事実施設計委託 〈八幡西区中須二丁目〉	実施設 計委託	指名	3,047	R3.7.8 R4.3.31
24	建築部 施設保 全課	小倉北消防団第2分団本部移 転新築工事実施設計委託 〈小倉北区砂津三丁目10 番〉	実施設 計委託	指名	1,939	R3.9.2 R4.3.29
25	建築部 施設保 全課	伊佐座取水場ブロック塀等安 全対策工事 〈遠賀郡水巻町二西四丁目1 4番1号〉	外構工 事	指名	3,211	R3.11.4 R4.2.20
26	建築部 施設保 全課	一枝小学校外壁及び屋上防 水改修工事（R3） 〈戸畑区一枝二丁目7番1 号〉	外壁等 改修工 事	一般	102,830	R3.6.17 R4.1.28
27	建築部 施設保 全課	八幡西消防署黒崎分署屋根及 び外壁改修工事 〈八幡西区南八千代町2番1 0号〉	外壁等 改修工 事	指名	20,073	R3.10.14 R4.3.31
28	建築部 施設保 全課	中井小学校外壁改修工事（R 3） 〈小倉北区中井二丁目12番 1号〉	外壁改 修工事	一般	151,033	R3.7.1 R4.3.31

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
29	建築部 施設保 全課	菅生中学校外壁及び屋上防水 改修工事（R3） 〈小倉南区徳吉南二丁目2番 1号〉	外壁等 改修工 事	一 般	181,797	R3.6.17 R4.1.28
30	建築部 施設保 全課	子ども総合センター執務室及 び一時保護所拡張工事 〈戸畑区汐井町1番6号〉	増築工 事	指 名	18,985	R3.11.18 R4.3.22
31	建築部 施設保 全課	都市モノレール小倉線片野停 留場補修工事 〈小倉北区片野三丁目〉	補修工 事	一 般	172,934	R3.7.1 R4.3.10
32	建築部 施設保 全課	北九州市民球場照明塔3号基 塗装改修工事 〈小倉北区三萩野二丁目10 番〉	塗装工 事	指 名	42,950	R3.10.21 R4.3.18
33	建築部 施設保 全課	河内小学校外壁及び屋根他改 修工事 〈八幡東区河内一丁目7番2 号〉	外壁等 改修工 事	指 名	39,034	R3.6.17 R3.12.14
34	建築部 施設保 全課	旧若松消防署島郷分署解体工 事 〈若松区鴨生田二丁目3番1 号〉	解体工 事	指 名	15,896	R3.9.9 R4.2.12
35	建築部 施設保 全課	奥洞海ポンプ場耐震補強工事 〈若松区南二島二丁目22番 25号〉	耐震改 修工事	指 名	9,897	R3.3.11 R3.9.17

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
36	建築部 施設保 全課	中原霊園納骨堂外壁及び屋上 防水改修工事 〈戸畑区金比羅町1番地内〉	外壁等 改修工 事	指名	14,634	R3.9.22 R4.3.15
37	建築部 施設保 全課	都市モノレール小倉線志井停 留場補修工事 〈小倉南区志井一丁目〉	補修工 事	一般	165,899	R3.9.2 R4.3.25
38	設備部 電気設 備課	北九州芸術劇場中劇場調光操 作卓更新工事 〈小倉北区室町一丁目1番1 号〉	電気設 備工事	一般	86,900	R3.7.21 R4.3.31
39	設備部 電気設 備課	湯川小学校大規模改修電気工 事(第3期) 〈小倉南区湯川新町一丁目8 番1号〉	電気設 備工事	一般	29,858	R3.6.10 R3.11.19
40	設備部 電気設 備課	貫小学校大規模改修電気工事 (第2期) 〈小倉南区上貫三丁目1番1 号〉	電気設 備工事	一般	42,926	R3.6.10 R3.11.19
41	設備部 電気設 備課	浅川小学校大規模改修電気工 事(第1期) 〈八幡西区浅川町10番1 号〉	電気設 備工事	一般	60,355	R3.6.10 R3.11.19
42	設備部 電気設 備課	大里南小学校大規模改修電気 工事(第2期) 〈門司区新原町15番1号〉	電気設 備工事	一般	79,866	R3.6.10 R4.3.7

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
43	設備部 電気設備課	折尾東小学校大規模改修電気工事 〈八幡西区光明一丁目2番1号〉	電気設備工事	一般	94,648	R3.6.10 R4.2.28
44	設備部 電気設備課	南小倉中学校大規模改修電気工事(第3期) 〈小倉北区高尾一丁目4番1号〉	電気設備工事	一般	48,536	R3.6.10 R3.12.15
45	設備部 電気設備課	足立小学校大規模改修電気工事(第2期) 〈小倉北区宇佐町一丁目6番7号〉	電気設備工事	一般	77,154	R3.6.10 R4.2.28
46	設備部 電気設備課	北九州産業技術保存継承センター改修電気工事 〈八幡東区東田二丁目2番11号〉	電気設備工事	一般	18,842	R3.6.17 R3.11.30
47	設備部 電気設備課	若松市民会館南北エリア大規模改修電気工事 〈若松区本町三丁目13番1号〉	電気設備工事	一般	181,796	R3.3.11 R4.3.25
48	設備部 電気設備課	総合体育館第1アリーナ照明LED化工事 〈八幡東区八王寺町4番1号〉	電気設備工事	一般	99,385	R3.4.22 R3.11.16
49	設備部 電気設備課	北九州芸術劇場大ホール舞台機構制御機器修繕工事 〈小倉北区室町一丁目1番1号〉	電気設備工事	特命	143,000	R2.9.23 R3.4.30

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
50	設備部 電気設備課	(仮称) 平和資料館新築電気工事 〈小倉北区内〉	電気設備工事	一般	63,192	R2.7.22 R3.7.31
51	設備部 電気設備課	東部斎場大規模改修電気工事 (第2期) 〈門司区大字猿喰1342番地8〉	電気設備工事	一般	50,581	R3.3.11 R3.10.31
52	設備部 電気設備課	北九州メディアドーム発電設備更新電気計装工事 〈小倉北区三萩野三丁目1番1号〉	電気設備工事	一般	550,311	R2.9.3 R3.12.24
53	設備部 電気設備課	小池特別支援学校改築電気工事 (第1期) 〈若松区大字小敷583番地1〉	電気設備工事	一般	221,308	R2.12.24 R4.1.21
54	設備部 電気設備課	北九州国際展示場高天井照明設備改修工事 〈小倉北区浅野三丁目8番1号〉	電気設備工事	指名	94,052	R3.4.22 R3.10.29
55	設備部 電気設備課	男女共同参画センターホール 舞台照明設備改修工事 〈小倉北区大手町11番4号〉	電気設備工事	特命	111,100	R4.1.26 R4.7.29
56	設備部 電気設備課	砂津長浜線トンネル非常用設備工事 〈小倉北区砂津三丁目ほか〉	電気設備工事	指名	170,158	R3.9.22 R4.4.28

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
57	設備部 電気設備課	折尾駅高架下公共施設新築電気工事 〈八幡西区堀川町722番1ほか〉	電気設備工事	一般	31,897	R3.7.1 R4.5.16
58	設備部 電気設備課	北九州メディアドームバンク・アリーナ照明LED化工事 〈小倉北区三萩野三丁目1番1号〉	電気設備工事	一般	394,912	R2.12.10 R4.7.22
59	設備部 機械設備課	小倉北区JR駅ペDESTリアンデッキ他昇降機修繕工事 〈小倉北区浅野一丁目1番ほか〉	機械設備工事	随意	151,958	R3.11.2 R4.3.31
60	設備部 機械設備課	公設地方卸売市場冷蔵庫棟貯氷庫冷凍機更新工事 〈小倉北区西港町94番地9〉	機械設備工事	随意	29,150	R3.10.27 R4.4.20
61	設備部 機械設備課	小倉駅小倉城口他昇降機修繕工事 〈小倉北区浅野一丁目ほか〉	機械設備工事	随意	94,600	R3.10.20 R4.3.31
62	設備部 機械設備課	総合保健福祉センター空調設備改修工事(第1期) 〈小倉北区馬借一丁目7番1号〉	機械設備工事	一般	57,167	R3.9.16 R4.2.14
63	設備部 機械設備課	北九州メディアドームパッケージエアコン改修工事(第4期) 〈小倉北区三萩野三丁目1番1号〉	機械設備工事	一般	22,653	R3.7.21 R3.12.19

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
64	設備部 機械設備課	令和3年度JR門司駅公共通路他昇降機修繕工事 〈門司区中町2番1号ほか〉	機械設備工事	随意	115,500	R3.7.14 R3.10.29
65	設備部 機械設備課	令和3年度戸畑駅周辺昇降機修繕工事 〈戸畑区汐井町1番ほか〉	機械設備工事	随意	69,025	R3.7.14 R4.3.18
66	設備部 機械設備課	砂津長浜線排水ポンプ設備設置工事 〈小倉北区砂津三丁目〉	機械設備工事	指名	67,100	R3.7.8 R4.3.15
67	設備部 機械設備課	折尾東小学校大規模改修機械工事 〈八幡西区光明一丁目2番1号〉	機械設備工事	指名	81,376	R3.6.10 R4.2.28
68	設備部 機械設備課	足立小学校大規模改修機械工事(第2期) 〈小倉北区宇佐町一丁目6番7号〉	機械設備工事	指名	67,599	R3.6.10 R4.2.28
69	設備部 機械設備課	大里南小学校大規模改修機械工事(第2期) 〈門司区新原町15番1号〉	機械設備工事	一般	67,399	R3.6.10 R4.3.7
70	設備部 機械設備課	浅川小学校大規模改修機械工事(第1期) 〈八幡西区浅川町10番1号〉	機械設備工事	指名	48,281	R3.6.10 R3.11.19

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
71	設備部 機械設備課	令和3年度北九州メディアドーム昇降機修繕工事 〈小倉北区三萩野三丁目1番1号〉	機械設備工事	随意	80,300	R3.6.9 R4.3.15
72	設備部 機械設備課	総合体育館第二競技場空調設備設置工事 〈八幡東区八王子町4番1号〉	機械設備工事	指名	79,137	R3.4.22 R3.11.22
73	設備部 機械設備課	若松市民会館南北エリア大規模改修機械工事 〈若松区本町3丁目13番1号〉	機械設備工事	一般	191,490	R3.3.31 R4.3.25
74	設備部 機械設備課	東部斎場火葬炉改修工事(4期) 〈門司区大字猿喰1342番地8〉	機械設備工事	随意	166,100	R3.3.24 R3.11.20
75	設備部 機械設備課	東部斎場大規模改修機械工事(第2期) 〈門司区大字猿喰1342番地8〉	機械設備工事	一般	112,831	R3.3.11 R3.10.31
76	設備部 機械設備課	小池特別支援学校改築機械工事(第1期) 〈若松区大字小敷583番地1〉	機械設備工事	一般	276,535	R2.12.24 R4.1.21
77	設備部 機械設備課	紫川(MM区間)人工の滝改修機械工事 〈小倉北区室町一丁目〉	機械設備工事	指名	89,969	R2.11.26 R3.6.30

番号	部名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
78	設備部 機械設備課	(仮称) 平和資料館新築機械 工事 〈小倉北区域内〉	機械設備工事	一般	67,318	R2.7.22 R3.7.31
計 78 件					9,863,763 千円	

別表2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（建築都市局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要	
		件数	契約金額 (千円)		
計画部	都市交通政策課	1	2,180	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除草、剪定 ・ 環境整備 ・ 仮設安全庇設置 ・ 家屋撤去 ・ 屋根改修 ・ 照明設備設置 ・ 空調機更新 ・ ガス管布設 ・ 実施設計委託 他	
都市再生推進部	都市再生企画課	1	176		
折尾総合整備事務所	事業調整課	4	5,978		
	整備課	4	8,321		
建築部	建築課	1	825		
	施設保全課	2	1,929		
設備部	電気設備課	2	2,385		
	機械設備課	3	5,483		
計		18	27,277		

北九州市監査公表第17号

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局
上下水道局
- 3 監査の期間
令和4年5月13日から令和4年12月15日まで
- 4 監査公表の時期
令和5年2月8日（令和5年監査公表第1号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 上下水道局

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (東部工事事務所水道課) [60] 紫川水管橋(φ1000)他 外面更生工事</p> <p>本工事は、小倉南区蒲生一丁目地内 ほかにおいて、水管橋の外面更生(塗 装塗替え)を行うものである。</p> <p>水道工事においては、水道工事に係 る積算基準書(以下「水道積算基準」 という。)に基づいて、諸経費率を算 出し、工事費の積算を行っている。</p> <p>本工事は、施工地域が総務省統計局 国勢調査による人口集中地区(D I D 地区)であるにもかかわらず、施工地 域区分を「大都市」とせず諸経費率 を算定し、不適切な積算となっていた 。</p> <p>工事費の積算にあたっては、水道積 算基準を遵守し適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、人口集中地区による 諸経費率の算定方法を正確に理解して いなかったこと及び工事起工時のチェ ックが不足していたことが原因である 。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないよう に、工事起工時に作成する設計審査表 において、①選択した施工地域区分の 記載、②国土地理院地図(人口集中地 区)の添付を追加した。</p> <p>また、課内の職員に対しては、令和 4年12月28日の事務改善会議にて 、指摘内容を踏まえた研修を行い、再 発防止の周知・徹底を図った。</p> <p>さらに、令和4年12月6日、水道 部設計課より水道部門の設計担当課に 対し、工事起工時の審査項目の追加に ついて通知を行った。</p>

注・・・[]内の数字は、令和5年監査公表第1号の別表3 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>工事費の積算について</u> (東部工事事務所下水道課)</p> <p>[6 2] 蒲生四丁目地内管渠築造工事 本工事は、小倉南区蒲生において、 下水道未普及地域を解消するため、下 水道管を布設するものである。</p> <p>下水道工事においては、下水道管渠 積算指針（以下「下水道積算基準」と いう。）に基づいて諸経費率を算出し 、工事費の積算を行っている。</p> <p>本工事は、施工地域が総務省統計局 国勢調査による人口集中地区（D I D 地区）の外であるにもかかわらず、「 市街地」として諸経費率を算定し、不 適切な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算にあたっては、下水道 積算基準を遵守し適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、工事施工地域におけ る人口集中地区の確認方法を正確に理 解していなかったこと及び工事起工時 のチェックが不足していたことが原因 である。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないよう に、工事起工時に作成する設計審査表 において、①選択した施工地域区分の 記載、②国土地理院地図（人口集中地 区）の添付を追加した。</p> <p>また、課内の職員に対しては、令和 5年2月22日の事務改善会議にて、 指摘内容を踏まえた研修を行い、再発 防止の周知・徹底を図った。</p> <p>さらに、令和5年2月24日、下水 道部下水道整備課より下水道部門の設 計担当課に対し、工事起工時の審査項 目の追加について通知を行った。</p>

注・・・[]内の数字は、令和5年監査公表第1号の別表3 本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査公表第18号

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
市民文化スポーツ局
保健福祉局
- 3 監査の期間
令和4年7月8日から令和5年1月26日まで
- 4 監査公表の時期
令和5年2月8日（令和5年監査公表第3号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 市民文化スポーツ局

監査の結果	措置状況
<p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>契約事務について</u> (消費生活センター)</p> <p>令和3年度「守れ！若者消費者メディアミックス戦略」運営補助業務委託の契約において、予定価格及び支出負担行為額（予定）を超えた見積りを採用して契約金額を決定していた。また、支出負担行為額（決定）及び契約書記載の契約金額を誤っていた。</p> <p>さらに、令和4年度「守れ！若者消費者メディアミックス戦略」運営補助業務委託の契約において、契約書の作成を遅延していた。併せて、契約保証金の納付について、納付書の作成と契約の相手方に対する送付を遅延し、契約締結時に契約保証金が未納となっていた。</p> <p>契約事務については、市契約規則等の関係諸規程でその手続きが定められている。また、会計事務についても市会計規則で法令、条例およびこの規則に定めるところに従い、公正、確実かつ迅速に処理しなければならないと定められている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>令和3年度契約の契約金額誤りについては、令和4年3月31日に契約変更を行い、正しい契約金額に改めた。</p> <p>今後、同様の誤りが生じないように、新たにチェックシートを作成し使用することにより、契約金額等の確認を徹底するように改めた。</p> <p>令和4年度の契約事務の遅延については、今後、同様の誤りが生じないように、契約事務の進捗状況の確認を徹底することとした。</p> <p>また、上記のような事務処理ミスを防ぐため、業務マニュアルを改定した。</p> <p>令和5年2月21日に事務改善会議を行い、令和5年3月から課内の契約事務について新たに作成したチェックシートを使用することを周知し、業務マニュアルの確認及び注意喚起を行った。</p> <p>また、リスク評価シートに指摘事項について記載し、「内部統制の不備について（報告）」を提出した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(イ) <u>契約事務について</u> (美術館普及課)</p> <p>美術館が令和3年度及び4年度に委託した演劇作品制作コーディネート業務において、①仕様書に業務内容の詳細が明記されていなかった、②演劇作品上演にかかる観覧料の徴収事務を根拠なく私人に委託していた、③条件を満たしていないにもかかわらず、「過去の実績」を理由に契約保証金を免除していた等、不適正な事務処理が行われていた。</p> <p>市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。</p> <p>また、地方自治法では、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならないとされている。</p> <p>市契約規則及び市契約規則の運用については、「過去の実績」により契約保証金を納めさせないことができるのは、条件をすべて満たす場合とされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘については、令和5年1月4日の事務改善会議において、課長より、前例踏襲による事務処理を絶対に行わず、法令や各規則にのっとった適切な契約事務、会計事務を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>また、令和5年2月17日にリスク評価シートに反映するとともに、当事業について、次の内容を記載したリスクマネジメントシートを作成し、職員に周知した。</p> <p>①仕様書について、業務の内容及び範囲を明確に記載すること。</p> <p>②観覧料については、使用料として位置付け、額を決定する決裁を取ること。また、徴収事務の委託について会計管理者に合議し、契約後告示を行うこと。</p> <p>③契約保証金について、免除する際は根拠となる契約書の写しを決裁に必ず添付し、係長、課長も確認すること。</p> <p>併せて、事務処理に遺漏がないか、係長、課長によるチェックを徹底することとした。</p> <p>今後も事務改善会議を活用し、事務処理ミス防止についての契約・会計事</p>

監査の結果	措置状況
	務研修を、テーマを設けて行うことにより、適切な事務処理の徹底を図る。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ 財産管理事務</p> <p>(ア) <u>金券類の管理について</u></p> <p>(国際スポーツ大会推進室)</p> <p>東京2020オリンピックにおいて、市がコロンビア共和国の事前キャンプのホストタウンとなったことから、これを記念してホストタウンフレーム切手が日本郵便から発売された。国際スポーツ大会推進室は、選手団や大使館への贈呈用として100シート(84円切手500枚)を購入した。</p> <p>この切手シートに対しては、金券というよりも記念品という感覚が強く、金庫には保管されていたものの、払出した枚数をその都度郵便切手・はがき受払簿に記入していなかった。そのため、受払簿に払出しの正確な記録が行われていなかった。</p> <p>その後、受払簿の残高と切手シートの残数が異なっているにもかかわらず、現物の確認をせずに決裁がなされていた。</p> <p>物品管理要領では、台帳等関係帳簿を正確に整備しておくこととされており、常に関係帳簿と照合・検査しておくこと、常に適正かつ良好な状態で保管し、事故防止に万全を期することとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘については、令和4年9月2日に、切手の在庫枚数を確認し、受払簿に記載していた枚数を正しい数字に訂正するとともに、所属長より、管理体制をはじめ金券の取扱事務について、改めて遺漏がないよう徹底することを職員に周知した。</p> <p>また、令和4年9月4日に、リスク評価シートを修正し、リスク対応策として、「金券類の管理について受払実績の記録と残数管理を徹底する」を追記した。</p> <p>さらに、令和4年10月2日に、業務マニュアルに金券類の管理の項目を追記し、指摘以降、毎月、在庫枚数等の確認を徹底している。</p> <p>市民文化スポーツ局として、会計・契約事務研修(全課対象)を令和5年1月13日に実施し、適正な事務の執行について周知徹底を図ったところであり、今後も定期的に研修を行っていくこととしている。</p> <p>また、令和5年2月2日開催の局内幹部会においても、職員の指導及び適切な会計・契約事務の執行について周知徹底を図った。</p>

(2) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>契約事務について</u></p> <p>(先進的介護システム推進室)</p> <p>先進的介護システム推進室では、北九州先進技術実証倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）の開催に伴う運營業務を公益財団法人北九州産業学術推進機構に特命随意契約で委託を行っている。</p> <p>令和3年度の契約において、審査委員会開催回数が当初計画から減少したことに伴い、受託者と協議し契約内容を変更しているが、変更の際し双方が記名押印した変更契約書を作成しておらず、委託業務完了報告書に基づき履行確認を行い、添付された支払精算書・収支決算書の精算額で委託料を確定し支払いを行っていた。</p> <p>地方自治法では、契約書を作成する場合は、契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされており、変更契約についても同様である。</p> <p>また、契約時点で、審査委員会開催回数に変更が生じる可能性があるのであれば、支出区分は一般支払ではなく、概算払での契約も検討すべきである。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、過去2年間の倫理審査委員会開催実績数を精査すると、開催回数は年に1～2回程度と判明した。令和5年度からは倫理審査委員会開催の申請があった場合、都度契約を行うこととし、金額の変更が生じないように処理することとする。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、令和5年2月17日にリスク評価シートを修正し、適切な事務遂行における確認すべき規則や規程等について、改めて室内全員へ周知を図った。</p> <p>また、今回の指摘事項と再発防止策について、室内で令和5年1月16日の事務改善会議において、職員への周知徹底を行った。</p> <p>局全体としては、令和4年12月23日に今回の指摘事項の内容及び適正な会計事務処理の徹底について、局内に通知し、周知を図った。</p> <p>また、令和5年2月2日に実施した局内幹部会において、改めて今回の指摘事項の内容を説明し、今一度の注意喚起を行い、適切な事務処理に努めるように依頼し、各課の事務改善会議などでも周知するよう指導した。</p>

北九州市監査公表第19号

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
環境局
- 3 監査の期間
令和4年7月8日から令和5年1月26日まで
- 4 監査公表の時期
令和5年2月8日（令和5年監査公表第6号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>物品購入について</u> (環境国際戦略課)</p> <p>環境国際戦略課の物品購入について、技術監理局契約課において契約すべきものを、通知で指定された受付期限に間に合わず、担当課で契約しているものがあった。</p> <p>市副市長以下専決規程（以下「専決規程」という。）では、予定価格の金額に応じて契約決裁権者が定められている。また、令和3年10月8日付契約課長通知では、契約課が指定する受付期限に間に合うように計画的に事務を進めるとともに、予期せぬ事由により受付期限までに持込みできない場合は、個別に協議することとしている。</p> <p>契約課で契約すべきものを担当課で契約することは、専決規程に反するとともに、予算の効率的執行の面からも適切でない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘事項については、令和4年10月の実査後に課内に周知し、契約、発注計画の管理や通知文の伝達、共有化を図るとともに、業務手順の確認を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>再発防止のため、リスク評価シートに今回の指摘事項を記載するとともに、業務マニュアルの修正を行い、過去の監査指摘事項を定期的に課内で共有することとした。</p> <p>また、契約・会計関係通知のみを格納したフォルダを作成して、課内で最新の情報を確認しやすいよう、見直しを行った。</p> <p>さらに、令和5年2月3日実施の事務改善会議にて、上記再発防止策を含め、課内の事務ミスやチェック体制について改めて職員へ注意喚起を行った。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>令和5年2月2日に実施した局内の幹部会において、今回の指摘事項について説明し、各課で適正に事務を行うよう周知した。</p>